

財務諸表に対する注記（法人全体用）

社会福祉法人長生園

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。
- ・賞与引当金　一　重要性が乏しいため計上しない。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構　社会福祉施設職員等退職手当共済

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表
- (6) 収益事業における拠点区分別内訳表
 - ア 社会福祉法人長生園拠点区分（社会福祉事業）
 - イ 特別養護老人ホーム長生園拠点区分（社会福祉事業）
 - ウ 養護老人ホーム長生園拠点区分（社会福祉事業）
 - エ ケアハウスあざれあ苑拠点区分（社会福祉事業）
 - オ 長生園デイサービス拠点区分（社会福祉事業）

- カ 長生園ホームヘルプサービス拠点区分（社会福祉事業）
- キ 長生園ショートステイサービス拠点区分（社会福祉事業）
- ク 長生園居宅介護支援事業所拠点区分（公益事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	136,306,049	0	0	136,306,049
建物	957,275,961	0	58,912,300	898,363,661

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	136,306,049	0	136,306,049
建物（基本財産）	2,552,866,480	1,654,502,819	898,363,661
車輛運搬具	13,039,119	13,039,113	6
器具及び備品	142,096,436	125,302,605	16,793,831
合計	2,844,308,084	1,792,844,537	1,051,463,547

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な後発事象

該当なし。

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。